

関係各位

九州運輸局
海上安全環境部長

小型旅客船等安全対策・事業費補助金 説明会の開催について

平素より国土交通行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年4月に発生した知床遊覧船の事故を受けて、旅客船及び海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶（小型旅客船等）について、次に掲げる新たな安全設備の搭載義務化が予定されています。

- 陸上との間で常時通信できる業務用無線設備（携帯電話を除く）
- 海難時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置
- 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な改良型救命いかだ等

国では、小型旅客船等への安全設備の購入費用を補助するため、「小型旅客船等安全対策事業費補助金」による補助事業を実施しております。

九州運輸局では、本件について下記のとおり説明会を開催いたします。

記

日時：令和5年11月30日（木） 13時30分から16時30分（予定）

場所：福岡市博多区博多駅東2丁目11-1

九州運輸局 海技試験場（福岡合同庁舎 新館7F）

- 内容：(1) 新たな安全設備の搭載義務化について
(2) 補助事業の実施について
(3) その他

参加方法：現地参加 or オンライン(Microsoft Teams)

(なお、現地参加は収容人数の都合上申込み順に120名を上限とさせていただきますので、予めご了承ください。説明会の配布資料等については会終了後に九州運輸局ホームページに掲載します。)

申込方法：参加人数把握の為、下記の①～②の方法のいずれかにより

申込みをお願いいたします。

- ① 申込みフォーム：以下 URL または QR コード 申込みフォームより
お申込みください。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=tHnszZFsA028z7Rz1aWXondT8a877bFDkguJEBZS3K9UMewyV0pDRVdCOVdGVVQ0OUw4V0hJNEhHVC4u&origin>

- ② FAX：別添申込用紙記載の上、お申込みください。

申込締切：令和5年11月27日（月） 17:00 まで

（締切後の参加希望は問い合わせ先まで一度ご連絡ください。）

問い合わせ先

九州運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課

➤TEL：092-472-3174

➤FAX：092-472-3305

➤Email：qst-kyushu-ankanka@ki.mlit.go.jp

【九州開催】小型旅客船等安全対策・
事業費補助金 説明会の開催について
(申込フォーム)



小型旅客船等安全対策・事業費補助金 説明会（申込）

宛先：

九州運輸局船舶安全環境課 宛て

送信者：

Fax：

092-472-3305

Tel：

Fax：

-----下記項目に記載の上、送付願います-----

(1) お名前

(2) ご所属の会社又は団体名

(個人の方の場合 個人 と記入してください)

(3) 現地参加 or Web 参加

(どちらかに○を記入してください)

(4) 連絡先電話番号

(5) Web 参加を選択された方はメールアドレス

※ 記載いただいたメールアドレス宛に

11/29 までに当日のアクセス URL を送付いたします。

小型旅客船等の安全設備の導入

補助概要

課題・目的

- 知床遊覧船の事故においては、小型船舶等の安全設備に関し、以下が課題となった。
 - 水温が低い海域を航行する船舶の**救命設備**について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとする事の妥当性
 - 携帯電話が繋がらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に**救助要請**を実施できる設備の搭載
- これを受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、以下の安全設備について早期搭載の促進が必要とされた。
 - 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
 - 海陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備(携帯電話を除く)**
 - 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**



事業概要

○次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

1. 改良型救命いかだ等の導入

- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



スライダー付救命いかだ(写真は大型船用)

2. 業務用無線設備の導入

- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入

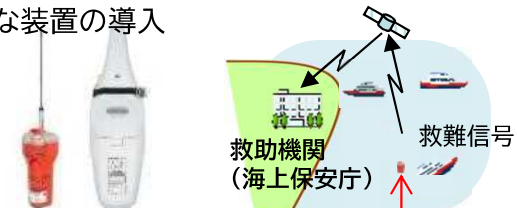


VHF無線電話の例



3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

補助内容①(業務用無線設備・非常用位置等発信装置)

補助対象

◆ 以下の船舶のうち、下表の○印に該当するもの(遊漁船は対象外)

①旅客定員13名以上の船舶(船舶安全法上の「旅客船」)

②旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー等)

補助対象(業務用無線設備)

○:補助対象

-:補助対象外

旅客数 航行区域	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)			-			-
平水 (上記を除く)			-			○
2時間限定沿海	【許可船】○(5月31日までの発注に限る)			○		
	【許可船以外】○					
沿岸5マイル		-			○	
沿海(上記を除く)			-	○		-

補助対象(非常用位置等発信装置)

旅客数 航行区域	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び 沿岸5マイル、 瀬戸内)			○			○
沿海(上記を除く)			-	○		-

★ 500トン以上の船舶は補助対象外

補助内容①(業務用無線設備・非常用位置等発信装置)

対象率・上限額

- ◆ **2022年11月8日以降**に購入した以下の設備について、購入費に補助率を乗じた額(上限有)を補助。

設備		補助率	1隻あたりの上限額
業務用無線設備	小型船 (20トン未満)	2/3	8万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	小型船 (20トン未満)	2/3	38万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	28.5万円

留意事項

- ◆ N-STAR電話、インマルサット衛星電話、衛星携帯電話は、補助対象とはなりません。
- ◆ 無線を使用するには無線局免許が必要です。総務省への免許申請が必要となりますので、ご自身で申請してください。
- ◆ 無線設備の操作を行うためには、無線従事者資格(無線従事者免許証)が必要となりますので、ご自身で別途取得してください。
- ◆ AISを購入する場合、AISの送受信機以外のVHFアンテナ、GPSアンテナ、AISの情報を表示する製品が「付属品」として補助の対象になります。
- ◆ 自動離脱装置付きEPIRBは補助対象となりますが、手動ブラケット付きEPIRBは補助対象とはなりません。

補助内容②(改良型救命いかだ等)

補助対象

- ◆ 改良型救命いかだ等の搭載義務化の対象となる船舶(海上運送法の適用を受けない遊漁船を除く。小型船は沿海以内、大型船は限定沿海以内を航行するものに限る。)。ただし、既に救命いかだや救命艇が義務づけられている船舶を除く。
- ◆ 改良型救命いかだ等の購入費(乗込装置のみを導入する場合を含む。)が補助対象。(船の改造や復原性の計算に係る費用は補助対象外。)

補助率・上限額

- ◆ 補助率は2/3
- ◆ 船舶の定員に応じて、上限額を設定

定員	補助上限額
~16名	733千円
17~25名	1,000千円
26~50名	1,426千円
51~66名	2,160千円

定員	補助上限額
67~75名	2,426千円
76~100名	2,853千円
101~116名	3,586千円
117~125名	3,853千円

注)百円単位以下の金額は切り捨てて記載。126名を超える場合の上限額については、交付規程を参照。

留意事項

- ◆ 補助金は、設備の「**購入を証する書面**」の提出に基づき交付。(年度内の船舶への設置までは求めない)
- ◆ 購入した設備が積み付けられているか、定期検査等のタイミングで確認。